



民間投資活性化等のための 税制改正大綱

飯野 浩一



自民・公明の両党は、「民間投資活性化等のための税制改正大綱」として日本再興戦略（25年6月14日閣議決定）に盛り込んだ民間投資を活性化させる施策のための税制措置を、年末の年度税制改正から切り離し、前倒しで決定しました。産業競争力強化法（仮称）施行後、対象設備等で一定金額以上を取得し事業の用に供した場合には、全額の償却又は税額控除を認めるとともに、資本金1億円以下の法人等についても同様の措置とするというのが大きな改正点です。

産業競争力強化法（仮称）案は、10月15日に召集され会期が53日とされる臨時国会に提出されます。よって、税削減効果が見込めて投資計画の実行に柔軟性がある場合、法案成立のタイミングを見て設備投資を行うことが有利となるかもしれません。

この号の内容

- 1 民間投資活性化等のための税制改正大綱
- 2 消費税の基本のキ
- 3 消費税転嫁対策特別措置法
- 4 本の紹介・11月税務カレンダー

1 生産性向上設備投資促進税制（新設）

- ・産業競争力強化法（仮称）の制定・青色申告書を提出する法人・所得税についても同様
- ・産業競争力強化法（仮称）の施行日から平成29年3月31日までの間に、生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアで、同法に規定する生産性向上設備等（仮称）に該当するもので、一定の規模以上のものを取得し事業の用に供した場合
 - ・その取得価額の50%（建物及び構築物については、25%）の特別償却とその取得価額の4%（建物及び構築物については、2%）の税額控除との選択適用（税額控除は、当期の法人税額の20%が上限）
 - ・産業競争力強化法（仮称）の施行日から平成28年3月31日までの間に取得したのものについては、普通償却限度額との合計でその取得価額までの特別償却とその取得価額の5%（建物及び構築物については、3%）の税額控除との選択適用
 - ・平成26年4月1日前に終了する事業年度において産業競争力強化法の施行の日から平成26年3月31日までの間に対象資産の取得等をした場合には、平成26年4月1日を含む事業年度において、特別償却相当額又は税額控除相当額の償却又は控除ができる
 - ・生産等設備には、本店、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、福利厚生施設等は含まない
 - ・生産性向上設備等は、先端設備及び生産ラインやオペレーションの改善に資する設備として産業競争力強化法に規定するもの

2 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除（見直し及び延長）

- ・次の見直しをし、3年延長・産業競争力強化法（仮称）の制定・所得税についても同様
- ・中小企業者等が同法の施行の日から平成29年3月31日までの間に取得等をした特定機械装置等のうち生産性向上設備等（仮称）に該当するものについては、普通償却限度額との合計でその取得価額までの特別償却（現行30%の特別償却）ができる⇒100%償却
- ・特別償却と取得価額の7%（特定中小企業者等にあつては、10%（現行7%））の税額控除との選択適用、税額控除の控除限度超過額は1年間の繰越控除
 - ⇒資本金3千万円超も税額控除可能に
- ・平成26年4月1日前に終了する事業年度において産業競争力強化法の施行の日から平成26年3月31日までの間に対象資産の取得等をした場合には、平成26年4月1日を含む事業年度において、特別償却相当額又は税額控除相当額の償却又は控除ができる
- ・中小企業者等とは、資本金の額もしくは出資金の額が1億円以下の法人等、青色申告書を提出するもので、特定中小企業者等とは、資本金の額もしくは出資金の額が3千万円以下の法人等で、青色申告書を提出するもの

3 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（延長）

- ・適用期限を2年延長・所得税についても同様

具体的な内容については、詳細が未定の点もあります。詳しくは担当者へご連絡ください。



消費税の基本のキ

粕谷 洋平

去る10月1日に平成26年4月1日から消費税率が8%に引き上げられることが発表された。経営者の方々は8%の引き上げに伴い納税額が増えることが最近の心配の種ではないだろうか。

そもそも消費税は消費税法（以下単に「法」とする）第4条「国内において事業者が行った資産の譲渡等には、この法律により、消費税を課する。」を根拠条文として、一定の事業者（課税事業者）に納税義務が課せられている。

なお、「資産の譲渡等」については法第2条1項8号において「事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいう。」と規定されている。

この二つの条文から読み取れるのは、次の4要件を満たさない限り消費税の課税対象から外れるということである。言い換えれば、お金を入手しても消費税の課税対象から外れていれば、そこからは消費税を納める必要がないということだ。

- 要件①国内において行われた行為であること（国内性）
- 要件②事業者が行ったものであること（事業性）
- 要件③対価を得ていること（対価性）
- 要件④資産の譲渡等に該当すること（該当性）

そして、この4要件を満たさない取引を「不課税取引」とか「課税対象外取引」などと呼んでいる。

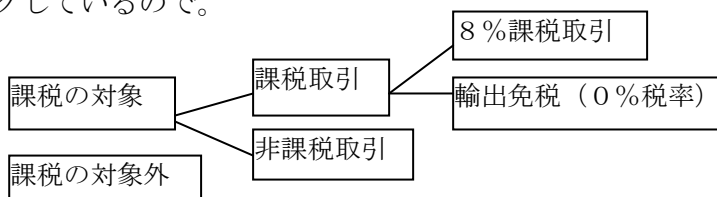
ところで、勉強家の経営者の方なら「でも土地を売っても消費税はかからないって聞いたことがあるぞ」と思ったのではないだろうか。

確かに、国内にある土地の売却は上記4要件を充足している。しかし、土地を売ってもその受け取り代金からは消費税を納める必要はない。なぜか。土地の譲渡は「非課税取引」と呼ばれるものに該当するためだ。非課税取引については法第6条第1項において「国内において行われる資産の譲渡等のうち別表第一に掲げるものには消費税を課さない。」と規定されている。別表第一は1号から13号までであるが、中身は①消費税を課税するのになじまないもの②社会政策的配慮から非課税とされているものに分類できる。

①の代表例が土地の譲渡及び貸付けで②の代表例が住宅の貸付けや医師の社会保険診療だ。

「不課税取引」も「非課税取引」も消費税が掛からない取引である点では共通するが、「不課税取引」は消費税の計算に一切関係させないが、「非課税取引」は納税額の計算など様々な場面で用いることになる点で異なるため、両者はしっかりと区別しなければならない。

そんなことを言われてもできないよ、と思ったならご安心を。記帳代行から当方が関与させて頂いているなら当方で、自計化されていても月次訪問時や決算時に当方で必ずチェックしているので。



※8%課税と輸出免税については紙面の都合上今回は記述を省略しています。

消費税転嫁対策特別措置法

秋元 健央

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法が、平成25年6月5日の参院本会議で、自民、公明、民主3党などの賛成多数で可決、成立しました。

この消費税転嫁対策特別措置法は、大規模な小売事業者などが、比較的立場の弱い中小企業などからの仕入等に際し税率の引き上げに応じないといったことや減額・買ったたきを行ったりすることで、税率引き上げにより中小企業が不利な扱いを受けることを防ぐためにあり、また、「消費税還元セール」「消費税は頂きません」といった広告宣伝により事業者が商品価格へ消費税増税分を反映できないといったことを防ぎ、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として制定されました。

- (1) 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置
- (2) 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置
- (3) 価格表示に関する特別措置
- (4) 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

今回は(2)と(3)についてです。

(2) 表示の是正について

事業者は、消費税の転嫁を阻害する表示をしてはならないとして次のような表示を禁止しています。

1. 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示
「消費税は転嫁しません」
「消費税は当店が負担しています」等の表示
2. 取引の相手方が負担すべき消費税を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの
「消費税率上昇分値引きします」等の表示
3. 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって2に掲げる表示に準ずるものとして内閣府令で定めるもの
「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します」等の表示

(3) 価格の表示について

平成25年10月1日から平成29年3月31日まで時限的に、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保や事業者の値札の貼り替えなどの事務負担に配慮する観点から、表示価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていれば、「税込価格」を表示しなくてもよいとする特例が設けられます。(総額表示義務の特例措置)

※適用した場合、できるだけ速やかに「税込価格」を表示するように努めることとされています。

その他事項については、下記をご参照ください。

<http://www.jcci.or.jp/chusho/handbook.pdf>



本の紹介

高井 陽子

人間の土地 サン＝テグジュペリ 堀口大學訳

この本は、1939年にフランスで出版されたサン＝テグジュペリによるエッセイ集です。空を飛ぶことが大冒険だった時代に、職業飛行家としての15年間の劇的な体験から書かれたもので、極限状態での友情や、人間らしい生き方とは何か为主题となっています。まだエンジンが発動機の時代、危険な航路、時々帰還しない僚友、友人の遭難、彼自身のリビア砂漠に不時着し、三日後に奇跡の生還を果たした原体験から、あの有名な『星の王子さま』が生まれています。そしてこの本には、数々の名言があります。「愛するということとは、お互いに顔を見合うことではなくて、一緒に同じ方向を見ることだ。」「完成は、付加すべき何ものもなくなったときではなく、徐去すべき何ものもなくなったとき、達せられる。」等々…

昔、読んで『星の王子さま』をまたじっくり読んでみたくなりました。



11 月 税務カレンダー

9月決算法人確定申告 (法人税、消費税、法人事業税、法人住民税、事業所税)	11月30日(土曜・休日につき12月2日)
3月決算法人の中間申告 (法人税、消費税、法人事業税、法人住民税) 半期分	11月30日(土曜・休日につき12月2日)
前年度の消費税確定年税額が400万円(国税分・地方消費税合わせると500万円超)を超え4,800万円(国税分・地方消費税合わせると6,000万円)以下の3月・6月・12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告	11月30日(土曜・休日につき12月2日)
3月・6月・9月・12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)	11月30日(土曜・休日につき12月2日)
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)	11月30日(土曜・休日につき12月2日)
10月源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	11月10日(日曜・休日につき11月11日)
所得税の予定納税額の納付(第2期)	11月30日(土曜・休日につき12月2日)
所得税の予定納税額減額申請	11月15日
個人事業税の納付(第2期)	11月中において都道府県の条例で定める日